

平成25年1月23日
関東運輸局

事業者等の皆様へ発注者綱紀保持対策のお知らせ

国土交通省では、発注事務に係る不正行為を排除するために様々な取り組みを行ってまいりましたが、今般、関東運輸局においても「関東運輸局発注者綱紀保持委員会」を設置するとともに、職員が守るべき規範として「関東運輸局発注者綱紀保持規程」を定めました。

同規程に基づき、関東運輸局における発注者綱紀保持対策については、下記のとりの対応とさせていただきますので宜しくお願いいたします。

1. 事業者等の皆様との対応について

関東運輸局発注者綱紀保持規程に基づき、事業者等の皆様におかれましては、今後、執務室への出入りを制限いたします。それにより、受付カウンターや打合せコーナー等のオープンな場所において対応させていただきます。

さらに、同規程により発注担当職員は事業者等の皆様への対応については、国民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、なるべく複数の職員により対応させていただきます。

2. 事業者等からの不当な働きかけに対する対応について

事業者等から不当な働きかけがあった場合は、これを拒否し、同規程により記録のうえ、公表いたします。

なお、関東運輸局は関東運輸局発注者綱紀保持委員会の審議を経て、職員向け「関東運輸局発注者綱紀保持マニュアル」を作成する等、綱紀保持に向け全力で取り組んでおります。

皆様におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【お問合せ先】

関東運輸局総務部会計課

TEL 045-211-7207